

意見書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 360-0023
(ふりがな) さいたまけんぎょうだしおおあざながの
4389ばんち1
住 所 埼玉県行田市大字長野
4389番地の1
(ふりがな) さいたまけんぎょうだししょうぼうほんぶ
名 称 埼玉県行田市消防本部
(ふりがな) よしおか としあき
代表者名 吉 岡 敏 明
電話番号 [REDACTED]
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙
意見

第6章、第2節、国、地方公共団体の扱いについて

地方公共団体が有する無線局の中においても特に消防救急無線等については、国民の生命、身体、財産の保護に係る消防活動に必要かつ重要なものであり、非常に公共性の高い通信手段となっております。

このことから、国や地方公共団体に対する電波利用料の減免措置については、住民に対する行政サービス維持の観点からも適切な措置であると言えます。



そのような中、減免措置を廃止し、これまでにない財政負担を課すことは、逼迫する地方公共団体の財政状況をさらに圧迫することとなり、今後の消防救急無線等のデジタル化移行に対し影響を及ぼすことが懸念されます。

以上のことから、今後も消防救急無線等に対する特例措置については、現行どおりとしていただきたく意見を提出いたします。

意 見 書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

(郵便番号) 〒770-0855
(ふりがな) とくしましんくらちょう
(住 所) 徳島市新蔵町1丁目88番地
(ふりがな) とくしまししょうぼうきょく
(名 称) 徳島市消防局
(ふりがな) ふじえとしひろ
(代表者名) 藤 江 俊 宏
(電話番号) 
(メールアドレス) 

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり
意見を提出します。

パブリックコメント（意見公募）

徳島市では救急件数をみると、平成15年に年間8,399件で、10年間で毎年平均約4%の右肩上がり増加の一途にあることから、救急無線は必要不可欠となっております。

また、災害現場においては、隊員等相互間の又、小隊間等の連絡手段として、更には、現場と本部指令室との情報交換等には絶対欠かせないものであります。

このように、消防救急無線は、住民の生命、身体、財産を保護するための災害時等の唯一の通信網であり、高い公共性があることから、地方公共団体に電波利用料というかたちで財政的負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準を結果として下げおそれのあることは、避けるべきであります。

様式1

意見書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 240-0112

住所 かながわけんみうらぐんはやまちょうほりうち
神奈川県三浦郡葉山町堀内2050番地

氏名 かながよらしろうぼうちろう いしか ひろし
葉山町消防長 石屋 博

「電波有効利用政策研究会、電波利用料制部会、最終報告書（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意 見

消防無線は町民の生命、身体、財産の保護に係る公務に必要不可欠なものである。

減免措置を廃止することにより、地方公共団体等に財政的な負担を課すともに、住民にとって不可欠な消防サービスの水準低下がより一層懸念される。

消防機関は災害防除活動時に消防無線を必要最低限使用していることから、消防無線等は一般の経済活動と異なり、電波利用料の徴収が必ずしも電波の有効利用のインセンティブにつながらないものと思われる。

さらに、消防機関は、電波有効利用のために、多額の経費を要する無線のデジタル化に取り組んでいる中、新たな財政負担を強いることにより、デジタル化移行への遅れが懸念される。

このようなことから、地方公共団体等の取扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

様式1

意見書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 510-0087

(ふりがな) みえけん よっかいちし にししんち

住所 三重県四日市市西新地14-4

(ふりがな) みえけんしょうぼうちようかい

名称 三重県消防長会

(ふりがな) かいちよう すずき しろう

代表者 会長 鈴木 史郎

電話番号

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見

A案

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

地方公共団体が開設する無線局のなかでも、特に消防無線等は国民の生命、身体、財産の保護に直結するもので、市町村単位での消防活動はもとより、福井県の豪雨水害に対する三重県緊急消防援助隊の派遣など最近は広域的な消防活動における部隊活動には消防無線は不可欠で今後も重点的な整備が必要です。

更に、県内消防本部においては、IP電話各社からの接続要望への対応、携帯電話からの119番通報直接受信方式の導入に伴い次期緊急通報システムの構築を視野にいたした整備が喫緊の課題です。一方では消防救急無線デジタル化等の多額な経費を必要とする事業が控えており、これ以上の財政負担となると消防行政サービスの低下に繋がる懸念されます。

消防行政は、他の一般経済活動とは異なり、消防無線にかかる電波利用料の徴収が、必ずしも電波の有効利用のインセンティブにつながるとは考えられません。

よって、現行どおり地方公共団体に対する電波利用料の減免措置を継続していただきたく、意見を提出します。

意見書

平成 16 年 8 月 23 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 へ

郵便番号 912-0084
(ふりがな) ふくいけんおおのしてんじんちょう
住所 福井県大野市天神町7-14
(ふりがな) おおのちくしょうぼうほんぶ
名称 大野地区消防本部
(ふりがな) ただ ちとし
代表者名 多田 千年
電話番号 [REDACTED]
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、別紙
のとおり意見を提出します。

電波利用料の見直しに関する意見

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

電波の適正な利用を確保するために必要な経費として徴収される電波利用料は、共益費用という性格から電波利用者に公平な負担を求める声があります。

消防機関も電波利用者の一員ではありますが、消防無線で活用する電波は、災害時における非常通信として、「国民の生命、身体、財産の保護」にかかる緊急かつ重要な無線通信手段であり、消防機関が法的任務を遂行するという目的で利用しているものであります。

また、新たな電波利用料には、現行の電波利用共益費用（手数料）としての性格に加え、電波の経済的価値を勘案した使用料の概念を取り入れることも検討されているが、電波を使用することにより経済的価値が生じない消防無線においては、必ずしも電波の有効利用のインセンティブに繋がるとは思えない。

以上のことから、現行電波法における減免措置の趣旨と重要性を考慮の上特例措置を継続していただきたく、意見を提出いたします。

意見書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 あて

(郵便番号) 〒400-0336
(ふりがな) やまなしけんみなみあるぷすしとおかいちば
(住所) 山梨県南アルプス市十日市場 897-1
(ふりがな) みなみあるぷすししょうぼうほんぶ
(名称) 南アルプス市消防本部
(ふりがな) しらくらやすお
(代表者名) 白 倉 靖 夫
(電話番号) [REDACTED]
(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

意 見

「第6章、第2節 国、地方公共団体の扱い」において主な論点となっている電波の利用料負担の公平性を確保することは、地方公共団体等に、更なる財政的な負担を課すこととなり、住民にとって不可欠な行政サービス、消防サービスの低下を招くことが懸念されます。また、現在のサービスを維持するためには、国民に対し更なる経済的負担を強いる結果となることも予想されます。このような消防無線の公共性を鑑みたとき、必ずしも公平性を求めることが消防機関に一定の負担を求めることよりも尊重されるべきではないと思われま

す。このような観点から、消防機関が電波を利用することによって国民が享受する利益は、保護されるべきであると考え、地方公共団体等の取り扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出いたします。

様式1

意見書

平成16年8月19日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 330-0061

(ふりがな) 住 所 しゅうわくときわ ちょうめ ばん 28 号
さいたま市浦和区常盤6丁目1番

(ふりがな) 名 称 ししゅうぼうきょく
さいたま市消防局

(ふりがな) 代表者 しゅうぼうきょくちょう なかむらたけぞう
消防局長 中村武三

電話番号

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用制部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見書

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防電波利用は、災害通信に利用するもので、消防組織法に定められているように国民の生命・身体・財産を守るためには、必要不可欠であり公共性の高い利用であります。

また、新たな財政負担は、住民サービスの低下、消防救急無線デジタル化への影響も考えられることから、今までどおり電波利用料の減免処置を継続していただく意見を提出します。

様式 1

意 見 書

平成 16 年 8 月 23 日

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課 あて

(郵便番号) 〒 2 8 4 - 0 0 0 3

(ふりがな) ちばけんよつかいどうししかわたし

(住 所) 千葉県四街道市鹿渡 9 3 4 - 5

(ふりがな) よつかいどうししょうぼうほんぶ

(名 称) 四街道市消防本部

(ふりがな) なかだいしげき

(代表者名) 中 台 茂 樹

(電話番号) [REDACTED]

(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書 (案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見

第6章 第2節 国、地方公共団体の扱いについて

国及び地方公共団体に対しては、電波使用料減免措置が設けられており、特に消防無線は、国民の生命、身体、財産の保護に係る公共性があることを重視して、地方公共団体等に財政的負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から設けられたものであります。

消防機関は、災害時に消防無線を必要最低限使用していることから、利用料の徴収が必ずしも電波有効利用のインセンティブに繋がるとは思えません。

また、消防活動に使用している無線は、国民のために使用しているものであり、事業者が使用している無線とは違うものであります。

以上のことから、地方公共団体等の取り扱いにつきましては、現行どおり特例措置を継続していただきますよう意見を提出します。

意見書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 923-0801

(ふりがな) いしかわけんこまつしそのまち

住所 石川県 小松市園町 ホ110-1

(ふりがな) こまつししょうぼうほんぶ しょうぼうちょう きざき ひでき

氏名 小松市消防本部 消防長 木崎 英紀

電話番号

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見

国、地方公共団体の扱いについて

これまで地方公共団体が開設する無線局であって、消防組織法第9条の規定により設けられる消防機関の電波利用料は、電波法第103条の2第6項により免除されています。

しかし、近年逼迫している電波の有効利用、免許人間の公平性の確保等のため、電波利用料制度等の在り方について関係団体で審議、検討されております。

そのような中において、消防機関は消防組織法によりその任務を完遂するために必要不可欠な設備として、消防救急無線を災害時の非常通信として位置付けしており、非営利目的であることから民間事業者無線局とは一線を画し、従来どおり電波利用料の適用を除外すべきと考えます。さらに、電波周波数帯の有効利用等を目的に、平成23年に消防救急無線のデジタル化移行を実施すべく多大な財政的負担が予想される中、新たに電波利用料が恒常的に課せられることは、消防無線局の維持管理に財政的支障をきたすことは明白で、消防サービスの低下となり結果として、市民に対する安全安心を確保できない虞があります。

このようなことから、地方公共団体については、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

意見書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 殿

郵便番号 911-0031
住所 ふくいけんかつやましながやまちょう
福井県勝山市長山町2丁目2の7
かつやまししょうぼうほんぶ
氏名 勝山市消防本部
消防長 田中 公夫
電話番号 [REDACTED]
mail [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見

第6章、 第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防機関の活動に消防救急無線は欠かせないものでありますが、そもそも消防行政は、広く国民の生命、身体財産の保護を目的とした全国民に公平に与えられる行政サービスで、消防救急無線の使用により利益を受けるのは、消防機関ではなく広く国民であり、一般的な経済活動とは異なり、負担の比較に該当しないと思われる事。

電波の有効利用について、消防機関は非常に経費を用する無線のデジタル化に取り組んでいる折、更に新たな財政負担を強いられる事により、デジタル化移行への遅れなどが懸念される。

以上のようなことから、地方公共団体等の取扱については、現行どおり特例措置を継続していただけますよう意見を提出いたします。

意見書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 へ

(郵便番号) 〒407-0024
(ふりがな) やまなしけんいらさきしほんちょう
(住所) 山梨県韮崎市本町四丁目9-48
(ふりがな) きょうほくこういきぎょうせいじむくみあいしょうぼうほんぶ
(名称) 峡北広域行政事務組合消防本部
(ふりがな) あさかわあきら
(代表者名) 浅川 晃
(電話番号) [REDACTED]
(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

第6章、第2節 国、地方公共団体の取り扱いについて

消防無線の電波利用料減免措置は、国や地方公共団体に対して減免措置が設けられているが、特に消防無線は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があることを重視しての立法趣旨と考えられることから、電波利用料減免措置を廃することにより財政的な負担が増し消防サービスの水準低下がより一層懸念される。

さらに現在は電波有効利用のために、無線のデジタル化に取り組んでいる中、新たな財政負担増によりデジタル化移行へ遅れが懸念されることから現行どおり、特例措置を継続していただきたく意見を提出します。

意見書

平成16年8月20日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 あて

郵便番号 〒799-3111

(ふりがな) えひめけんいよしもあがわ

住所 愛媛県伊予市下吾川950番地3

(ふりがな) いよしょうぼうとうじむくみあいしょうぼうほんぶ しょうぼうちょう にしおかやすお

氏名 伊予消防等事務組合消防本部 消防長 西岡靖雄

電話番号

電子メールアドレス

注 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

現行どおり減免を行っていただきたいと切望いたします。電波利用料の徴収は地方公共団体の切迫した財政に多大な負担が課せられるものであります。また、消防無線等は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があり、電波利用料の徴収は必ずしも電波の有効利用の推進にはつながらないと考えます。

意見書

平成16年8月20日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 へ

(郵便番号) 〒299-0261
(ふりがな) ちばけんそでがうらしふくおうだい
(住所) 千葉県袖ヶ浦市福王台4-10-7
(ふりがな) そでがうらししょうほうほんぶ
(名称) 袖ヶ浦市消防本部
(ふりがな) おだかふみお
(代表者名) 尾高文男
(電話番号) [REDACTED]
(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防無線の電波利用減免措置は、特に消防無線等は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から設けられたものである。この立法趣旨は現在でも何ら変わるものはないどころか、昨今の地方財政の逼迫状況を鑑みれば、減免措置を廃することにより、消防サービスの水準低下がより一層懸念される。

消防機関は、災害防除活動時に消防無線を必要最低限使用していることから、利用料の徴収が電波有効利用のインセンティブに必ずしも繋がると思えず、消防機関が電波を利用することにより便益を受けるのは国民であり、事業者が電波を利用することにより便益を受けるのは事業者自らである。

電波を公物にとらえ経済的価値を勘案した使用料を徴収する考えについて、災害防除活動を行う消防機関には、電波を使用することによる経済的価値は生じないといえる。

さらに、消防機関は、電波有効利用のために、多額の経費を要する無線のデジタル化に取り組んでいる中、新たな財政負担を強いることにより、デジタル化移行への遅れが懸念される。

このようなことから、地方公共団体等の取扱については、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

様式 1

意見書

平成16年 8月19日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 (ふりがな)	289-0314 ちばけんかとりぐん おみがわまちのだ
住 所 (ふりがな)	千葉県香取郡小見川町野田53 おみがわまちほかにちょう しょうぼうくみあい
名 称 (ふりがな)	小見川町外2町消防組合 くぼきしょういち
代表者名	久保木昭一
電話番号	[REDACTED]
メールアドレス	[REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防無線の電波利用料減免措置は、特に消防無線は国民の生命、身体、財産の保護に係わる高い公共性があることを重視して、地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から設けられたものである。この趣旨は現在でも変わるものではなく、むしろ、昨今の地方財政の逼迫状況を鑑みれば、減免措置を廃することにより、消防サービスの水準

低下が懸念される。

消防無線は市町村において設置されているものであり高い公共性を有しており災害防除活動時の緊急かつ重要な無線通信であるにも係わらず、無線を必要最低限使用していることから、利用料の徴収が電波有効利用のインセンティブに必ずしも繋がるとは思えず、電波を利用することにより便益を受けるのは住民であり、消防機関自体が便益を受けることはなく、経済的価値は生じない。

また、地震等の大災害の発生が予測される昨今、緊急消防援助隊の組織が充実されるなど、大規模災害時の消防、救急無線の重要性はますます増大していることや、無線のデジタル化への移行といった電波の有効利用へ向けた努力もなされている。

このようなことから、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

意見書

平成16年8月20日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課

御 中

(郵便番号) 〒675-8501

ひょうごけんかこがわしかこがわちようきたざいけ

(住所) 兵庫県加古川市加古川町北在家2000

かこがわししょうぼうほんぶ

(名称) 加古川市消防本部

しれいかちょう むねひろやすひこ

(代表者名) 指令課長 宗広康彦

(電話番号) [REDACTED]

(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別添のとおり意見を提出します。

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に対する意見

消防無線の電波利用料減免措置の撤廃は、消防法に基づき「国民の生命、身体、財産を保護する。」という消防業務の遂行に、極めて悪影響を及ぼすものであると考える。

本来この減免措置は「地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより、住民に対する行政サービス水準の低下を防止するため。」を目的に設けられたが、現状として三位一体の行政改革を推進する中、厳しい財政状況にある地方公共団体には非常に大きな打撃を与え、それが直接行政サービスの低下に繋がると懸念する。

そもそも消防無線は、個人の利益追求のために使用するのではなく、災害防除を主とした住民の公益を目的に使用するものであるため、個人及び事業者が使用した場合に生じるような経済的価値は発生しない。

さらに、現在消防機関は、電波有効利用のため多額の経費を投入して消防無線のデジタル化に取り組んでいるが、当該特例が撤廃されれば新たな財政負担を余儀なくされ、その結果としてデジタル化移行の障害となるのはもちろんのこと、消防業務における行政サービスの低下を懸念する。

以上のことから、地方公共団体等の取り扱いについては、現行どおり当該特例措置適用を継続していただきたく、意見を提出します。

様式 1

意見書

平成16年 8月23日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 501-1392
(ふりがな) ぎふけんいびぐんたにくみむらおおあざなれ
住所 岐阜県揖斐郡谷汲村大字名礼265-43
(ふりがな) たにくみむらやくば
氏名 谷汲村役場
電話番号 [REDACTED]
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

市町村が設けている消防、水防、防災行政無線においては、消防、水防業務は無論、最近多い中小河川の氾濫による災害、土砂災害などに対応するため、国民の生命、身体、財産を保護する法的な任務を遂行するために欠かすことのできない設備として確立されており、不可欠な施設として電波利用料の軽減、減免をお願いしたい。

様式 1

意見書

平成 16 年 8 月 23 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 へ

郵便番号 690-8521

住所 しまねけんまつえしかくせんみなみ 島根県松江市学園南 1 丁目 17 番 3 号

氏名 まつえちくこういきまぎょうせいくみあいしょうぼうほんぶ 松江地区広域行政組合消防本部

消防長 柳 原 知 朗

電話番号 [REDACTED]

E m a i l [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見

現在、消防機関が活用している消防・救急無線は「国民の生命、身体及び財産の保護」に活用していることから特例措置（電波法103条の2第6項第2号）がなされていると解釈するものである。

先に、国民保護法令が制定され危機管理上、いち早く対応しなければならない消防としては、情報の早期入手及び伝達は無線のほか他に手段がない。

特に秘匿性を重視しなければならないことから個人若しくはメディア等の利用とは異なると考える。

更に、平成28年5月までには市町村及び消防・救急無線はデジタル系になることから市町村の負担は増大する一方である。

したがって、国民保護法制の観点から考察すると、国民の生命、身体及び財産の保護を目的としている消防にあっては、今後更に予測つかない災害対応するため、法の趣旨と提案理由が逆行していると言わざるを得ない。



又、市町村の財政負担が増大することを憂慮し、現行法のと
おり対応していただきたい。

様式1

意見書

大消通第233号の2
平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 殿

(郵便番号) 〒870-0044
(ふりがな) おおいたしまいづるまち
(住所) 大分市舞鶴町1-1-1
(ふりがな) おおいたししょうぼうきょく
(名称) 大分市消防局
(ふりがな) おおた かおる
(代表者氏名) 太田 薫
(電話番号) 
(メールアドレス) 

「電波有効利用政策研究会 電波使用料部会 最終報告書(案)」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

「電波有効利用政策研究会 電波使用料部会 最終報告書(案)」に関する
意見書

消防無線は、極めて公共性が高く、国民の生命、身体、財産を守るため災害防除活動上必要不可欠な情報通信手段として使用しています。

よって、その便益は、国民に及んでいます。

また、消防無線は、すでにデジタル化への移行に動き出しており、利用料の徴収が電波有効利用促進の直接的なインセンティブにつながるとは考えられませんし、経済的価値を勘案し、使用料概念を導入した公物占有料としての徴収においても、消防機関は、災害防除活動での使用ですので、電波を利用することによる経済的価値は生じていません。

さらに、逼迫地域、逼迫帯域への利用料の徴収についても、防災安全確保の地域格差が生じるおそれがあり、結果的に一定水準の行政サービスの低下につながるものが危惧されます。

以上のことから地方公共団体等の取り扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出いたします。

意見書

平成16年8月22日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 あて

郵便番号 401-0013

ふりがな やまなしけんおおつきしおおつき
住所 山梨県大月市大月2丁目20番5号

ふりがな おおつきししょうぼうほんぶ
名称 大月市消防本部

ふりがな いけがわ はじめ
代表者名 池川 元

電話番号

メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書」に関し、
下記のとおり意見を提出します。

意見

消防無線の電波利用料減免措置は、特に消防無線等は国民の生命、身体、
財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、地方公共団体等に財政的な
負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下
することを避ける観点から設けられたものである。この立法趣旨は現在でも何ら
変わるものはないどころか、昨今の地方財政の逼迫状況を鑑みれば、減免措置を廃する
ことにより、消防サービスの水準低下がより一層懸念される。

消防機関は、災害防除活動時に消防無線を必要最低限使用していることから、
利用料の徴収が電波有効利用のインセンティブに必ずしも繋がるとは思えず、
消防機関が電波を利用することにより便益を受けるのは国民であり、事業者が
電波を利用することにより便益を受けるのは事業者自らである。

電波を公物ととらえ経済的価値を勘案した使用料を徴収する考えについて、
災害防除活動を行う消防機関には、電波を使用することによる経済的価値は
生じないといえる。



さらに、消防機関は、電波有効利用のために、多額の経費を要する無線のデジタル
化に取り組んでいる中、新たな財政負担を強いることにより、デジタル化移行への
遅れが懸念される。

このようなことから、地方公共団体等の取扱いについては、現行どおり特例
措置を継続していただきたく、意見を提出します。

意見書

平成16年8月22日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 へ

(郵便番号) 〒360-0811
(ふりがな) さいたまけんくまがやしおおあざはらじま
(住所) 埼玉県熊谷市大字原島675-1
(ふりがな) くまがやちくしょうぼうほんぶ
(名称) 熊谷地区消防本部
(ふりがな) ふくしままさみ
(代表者名) 福島正美
(電話番号) 
(メールアドレス) 

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、
下記のとおり意見を提出します。

記

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

当消防本部におきましては、財政厳しい折、予算確保に大変苦慮して
おります。

したがって、消防無線の電波使用料に関する地方公共団体等の取
り扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見
を提出いたします。